

佐賀県告示第106号

海岸保全区域の指定（昭和36年佐賀県告示第209号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月16日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を、次のとおり指定する。					海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を、次のとおり指定する。				
松浦沿岸					松浦沿岸				
海岸名	地区海岸名	地先海岸名		区域	海岸名	地区海岸名	地先海岸名		区域
略					略				
有浦海岸	略				有浦海岸	略			
<u>値賀海岸</u>	<u>普恩寺地区海岸</u>	<u>池崎新田</u> 地先海岸	<u>起点</u>	<u>東松浦郡玄海町大字普恩寺字池崎2622番地</u>					
			<u>終点</u>	<u>大字同字新田2782番地と同2783番地との境界地点</u>					
			<u>延長</u>	<u>170米</u>					
			<u>区域の幅</u>	<u>起点から堤防西側取付部を結んだ線ならびに堤防護岸天端肩及び堤防東側取付部から終点を結んだ線から直角に陸地の方向へ50米、水面の方向へ100米</u>					